

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第六号

昭和三十三年三月十五日(火曜日)午前
十時三十九分開会

委員の異動

本日委員久保等君辞任につき、その補
欠として山口重彦君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君

委員

泉山 三六君
太田 正孝君
林田 正治君
千葉 信君
辻 武壽君
市川 房枝君

政府委員

法務省民事局長 平賀 健太君
事務局側
常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の会議に付した案件
○不動産登記法の一部を改正する等の
法律案(内閣送付、予備審査)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大川光三君) たいいまから
法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。本日付久保等君辞任、山口
重彦君選任、以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、不動産
登記法の一部を改正する等の法律案を
議題に供します。

右法律案は、前回をもって逐条説明
を終わっておりますので、本日は直
ちに質疑を行ないます。御質疑のある
方は御発言をお願いします。なお、当局か
らは平賀民事局長が出席されておりま
す。

○井川伊平君 四十四条の次に四十四
条の二が追加されるようになっており
ますが、この四十四条の二のことにつ
きまして二、三お伺い申し上げたいと
思います。物件の得失、変更は、当事
者としては多くの場合に緊急を要する
ことに追い込まれている。長い間持っ
ている不動産を手放しする、あるいは
抵当権を設定してお金を借りる。こう
いう場合におきましては、非常に急な
問題があり、そしてそれに応ずるため
にいろいろな準備にかかっております
ために、登記は非常に急ぐというのが
普通のように考えられております。し
かるに、保証書を作りまして登記をす
る場合に、届け出をいたしましてから
三週間もの長い間、あるいはそれより
もっと早くなるかもしれないが、最
大限でいえば三週間になります。そ
の間に、本人の方へ問い合わせの通知を
しておきますために、ほんとうの登記
ができない。そのできない限りにおき
ましては、代金を受け取ることも、借
金を受け取ることもできない、こうい
うことになるわけでございます。従っ
て、事前の通知は、非常に当事者に親

切なようで、後日問題を起ささないよ
うにという心がまえはわかりますけれ
ども、そのためにこうむるところの当
事者の損害というものは非常に大きな
ものがあるのではないかと、これは当
事者に対して非常に不親切な取り
扱いになるのではないかと、こういう
ふうに存じますので、この点がお伺い
したい点であります。

それから、それに関係がございます
が、本人が長い間国外の旅行、それか
ら国内の旅行、病気、そうしたやむを
得ない事情がございまして、三週間以
内にすみやかに出頭することができな
い、こういうようなことが事実あり得
る。そういう場合に、この改正ができ
ました結果が、かえって不利になっ
ていくのではないかと、かように考えら
れるわけでありまして、それよりも、や
はり今までの通り、一定の印鑑証明が
つき、委任状がつき、そして保証書も
ついておるといふならば、一応はそ
れらのものを信頼をして、そして今ま
での通りに登記をして、本人の方でお
金を手に入れるという事実ができるよ
うな方法を講じさせてやる方が、むし
ろ親切ではないか。言いかえれば、こ
れは改善ではなくして改悪になるの
ではないかと、こういうふうに考えられ
ますが、この点につきましてもお伺い
をいたします。

それからこの四十四条の二の二項で
ありますが、いわゆる申し出というの
がありますが、これは本人の申し出に

限っておるものか、委任によりまして
の代理の申し出がきくものかどうかと
いう点を、あわせてお伺いいたしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 保証書の問
題でございますが、第四十四条の二を
新設いたしました。こういう手続を定
めましたのは、虚偽の登記を防止して
取引の安全を保護しようというのがね
らいでございます。新聞紙上なんか
も、ちよいちよい出るのではありませんが、
無権利者が、あたかも権利者のよう
な顔をして不動産を売ると、あるいはこ
れに抵当権を設定するというようなこと
がありまして、その不動産の譲渡を受
けた者、あるいは抵当権の設定を受け
た者が、不測の損害をこうむる事例が
間々あるのでございます。それからま
た、ほんとうの所有者も、その間違っ
てなされた虚偽の登記を消すのに
多大の手数を要しておる。真正の権利
者、それから無権利者からその不動産
の譲渡を受けあるいは他の権利の取得
をした無権利者と取引をした者のこう
むります不利益、これを防止するため
の規定でございます。こういうよう
に、真正の権利者、あるいは無権利者
と取引をした者のこうむる不利益に比
べますれば、この第四十四条の二に定
めるような事前通知の手続もまたやむ
を得ないのではないかと、この
法案の考え方でございます。ただ、
従来に比べまして、この事前通知をや
りまして、三週間という期間がござい
ます関係で、登記が迅速にできないと

いうことはあるのでございますが、し
かしながら、一面、この登記義務者、
すなわち不動産を売ろうとか、あるい
はそれに抵当権を設定しようという相
手が、信用のできる相手でありませ
ば、登記はすぐできなくても取引は行
なれるという可能性はございます
し、それからまた、仮登記の方法もあ
るわけでございますので、登記をしよ
うというその登記権利者の方でも、あ
る程度の不便というものは救済できる
のではないかと、いふふうに考えられ
るわけでございます。

それからなお、実際の事情として申
し上げますと、こういうことが実はあ
るわけでございます。登記済証はほん
とくは滅失してないのだけれども、
家に忘れてきたと、また家に取りに帰
るのはあんまりだからというので、滅
失したということで、現在では所によ
りましては、この保証書が簡単に作れ
るものでありますから、保証書で間に
合せておけというので、実際は登記
済証があるにもかかわらず、保証書を
やる例がかなりあるわけであります
で、この第四十四条の二のような規定
ができますと、そういう場合は必ず登
記済証を持って参りまして登記をする
ということになります。保証書を利用
する場合というのが相当現状より減
るのではないかと、私どもの
見通しでございます。

ありまして、申し出の方法は、出頭することとはもちろん可能であります。それ以外に、登記義務者の登記申請に間違いのない書面を送送することでも可能であります。本人が旅行中であるとか、病気で登記所に出頭できない場合でありまして、申出書を郵送することによってその不便は救われるのではないかと考えております。

それからなお、この申し出は代理人がすることができるといふ御質問でございますが、代理でやりました場合は、やはりその目的は達しないわけでありまして、本人が自己の名前で書き出した書面を出し出すということにしまして、目的を達しないわけでございます。

○井川伊平君 今のお答えは私には非常に不満足でございますが、本登記がおくられるために、仮登記ができるじゃないかと、登記前に金銭の授受ができるじゃないかというお話がありました。これは事実にはなはだそぐわないことでありまして、金を貸すのに、抵当権をつける前に仮登記をやるとか、不動産を買い取るときに、本登記はしないで仮登記で金を貸すとかいうような、そういう事柄が、登記がおくられるために便宜をはからうのだということ、は、事実上あり得ないことであつて、そういうことが行なわれるからして登記がおくられても差しつかえないのだという御意見は、世相とあまりに遠ざかった御意見のように私は考える。この点は、もう一度お考え直しを願つてお答えを願ひたいと存じます。

それから、先ほどの、実際は権利書はあるのであるけれども忘れてきたといったような場合は、便宜上簡易にできることとて、保証書によって登記をする例が多いと言ひましたが、多ければ多けてつけようじゃありませんか。家に取りに帰らなくても、本人が出てきて、そこで保証書を作つてもらつて、それで登記ができれば、家に取りに帰らなくてもつけようじゃないですか。何がゆゑに権利書を使わなければならぬのか。何がゆゑに本人が行つて保証書を作つてもらつてやるのが悪いのですか。それが悪いことのように考えるのは、何か、とらわれている考へではないですか。この点、もう一度お伺ひいたします。

それから先ほど郵便で通知を受けまして、それに対する申し出が本人でやればならぬのか、委任によつて代理でできるのかというお尋をいたしましたところ、これは本人に限るとの答へであります。海外旅行のような場合は、これは絶対にできないことになりましよう。あるいは長期の病気のような場合には絶対にできないことになる。これは実際には不動産の売買であるとか、抵当権設定による金銭の貸借であるとかいうことが行なわれなくなつてしまふのではないかと、角をためて牛を殺すといふことがあるが、間違ひがないようにしてやるといふ考えから、間違ひがないことであつても、実際に売り買いも貸借もできないというようないやうな場面には追ひ込まれてしまふことがあるのではないかと。もし代理でいいのだというやうなことであれば、事前に、旅行の前、こんなことがきたら頼むぞと言つて、代理にして旅行することもできます。病気の場合において、今は自由にものが言えるし考へもできるけれども、わしがもしいけなくなつたときには一切のことはお前に頼んでおくぞと言つて、病気の治療に専念もできますが、本人でなければいけないといふことになれば、そういうこともできなくなつて、結局三週間たつてもこれは整わないところの申請だから却下する。で、売り買いもできないし、貸借もできないことになりましよう。私はそういうやうな不便をやるべきでないと思ひますが、これらの点につきまして、もう一度お伺ひいたします。

○政府委員(平賀健太郎) 本登記ができませんでも、仮登記によつて金銭の授受をするといふことは、現在でも多々行なわれておることでございまして、保証書の場合には、事前通知を要することとして、仮登記ができるのでございまして、登記申請に必要な書面が整わないといふことで仮登記で取引をしておる例は、実務上多々あるわけでございます。それからただいま申しました代理人といふのは、これは四十四条の第二項で書面をもつて申し出るといふことになつておるわけでございます。この書面に何某代理人何某とした書面ではだめだといふ趣旨なのでございまして、本人が外国に行つておるすきに家人がかわつて本人の印鑑を使いまして申し出をするといふことは、實際問題としてあり得ることでありまして、登記所の方としましては、そういう申出書でありまして、それが本人の意思なりやどうかという事実審査をいたさないわけでございます。それがほんとうに間違ひない——申出書に、かわつて署名してもいいといふことと……。本人が外国に行つておるのでありますれば、もちろんそういう申出書も有効でございます。私が先ほど

代理は許さないといふのは、その申出書に本人何某の代理人何某としてその代理人の署名捺印では不十分であるといふことを申し上げたのでございます。

○井川伊平君 もう一点答弁漏れがあります。答弁漏れの点は、権利書を取りに行かないで、簡単に保証書で登記することがないか。悪いといふやうな御趣旨に聞かされたから承るのです。

○政府委員(平賀健太郎) これは、なぜ登記義務者の権利に關する登記済証を登記の申請書類の添付書類として提出させるかといふことに連なる問題でございまして、これはやはり登記義務者の人違いなき場合の証明として登記済証を出させるわけでありまして。ほんとうにその者が権利者であるかどうか、要するに、虚偽の登記の防止の手段としての登記済証なのであります。その趣旨から考へまして、登記済証があればそれを出させるというものが、登記の真正を確保するための欠くことのできない手段であるわけでございます。ですから、登記済証があるのであれば、それを出させるのが筋であらうと、こう思ふのでございます。

それからなお、忘れたからといふことも一つの例としてあげましたが、そのほか、地方によりましては権利書の権利書を登記所につけて出すとか、この権利書を登記所が人手に渡つたとか、故意に抵当権が設定されておるといふ記載がされるわけでございます。先づ伝来の不動産が汚れるといふことで、大事に家にしまつておいてそつとしておくといふ例もなきにしもあらずといふことでございまして、そういうことも防止できるのではないかと……に考へる次第でございまして。

○井川伊平君 本人が郵便による告示を受けまして、本人が申し出をするのが原則であつて、代理人はできない。ところが海外旅行のやうな場合にどうするかといへば、そういう場合には本人の名前で届け出れば、代理の形式で届けたのはいかにぬけれども、本人の名前で届けておればそれでいいのだというお話でありまして、それはあまりにも何と申しますか、形式に過ぎたことではありませんか。非常な有名な人でありまして、その届け出をする本人が、今、日本にいないといふことが明白なやうな場合がありまして、そういう場合に、本人の名前で届け出てもあるものとするならば、それは必ず本人が作成のしやうのない場合であるから、そういう場合にどうするかといふことはわかつておる。うそだといふことはわかつておるけれども、この事実を、実質的な審査をする責任がないのだといふ点で、本人が書いたものだからいいのだと通すといふのは、それはおかしいのじゃないですか。わかつておる場合どうするのですか。わかつておる場合は知らなかつたで通りますが、その反対の場合はどうするのですか、お伺ひいたします。

○政府委員(平賀健太郎) 登記所といふのは、御承知のようにこの権利に關する登記の關係では実質審査権がないわけでございます。この申出書がはたして本人が委嘱したものなりやないやといふことの調査はしない建前でございます。たまたま新聞なんかに出ておりまして、本人がいないといふこと

がわかつておりまして、そういう事実は登記所としては取り上げない、もっぱら書面だけによって事を処理するという趣旨でございますので、この申出書がなければ、これによって登記をするということにならうかと考へます。

○井川伊平君 それならば、この法改正の目的を達しないではないか。本人の方から保証書付で出ている、真実かどうかからぬ、本人の意思であるか意思でないからぬ、ゆえに本人の意思を確かめる、それで郵便による送達をして本人の意思を聞いた、その本人が届け出たという事はわかつているが、その本人がいない、届け出たという事がわかつておるが本人がいないで真実を確かめることができない。初めのままにしておいたのと同じじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記の真正を確保するために、最小限度こういう形式を踏むというのが四十四条の二の趣旨でございます。人間の同一性を確認するという事は非常にこれは困難なことでございます。こういう形式的な方法によるという以外には、なかなかその方法がないのでございまして、さらにこれを慎重を期しようと思へば、登記所にも非常にこれは不便をかけることになりまして、それからまた時間もとるといふことに相なりますので、こういう形式といふは形式でありまして、こういう方法をとつたわけでございます。現行法の事後通知よりは、未然にこういう虚偽の登記がされることを防止するという意味で、こちらの方がよりよいと考へるのでございます。

それからなお四十四条の二項では三週間ということになっているのでございましてけれども、登記義務者のその登記申請が、ほんとうに間違いないものでありますれば、不動産を売って早く代金を手に入れなければならぬ、あるいは抵当権を設定して、早く現金を手に入れなくてはならぬ必要に迫られていて、その中でありますから、ほんとうに登記申請の意思があるのならば、この申し出も即刻なされるであらうし、何れ三週間の最後ぎりぎりまでして申し出をするという事は、實際問題としてあり得ないわけでございます。登記の遅延ということも、實際問題としては、この事前通知をやりましたも、おくれるということも普通はないわけでございます。おくれる場合はむしろ問題なので、無権利者が勝手に登記の申請をしているという疑いが非常に多くなつてくるわけでございます。

○井川伊平君 今のあなたのお答えは、土地を所有している人が登記をする近所に住んでいて、健康な、旅行等のない場合に当たる言葉であります。が、登記をする役所からは、本人の住んでいる所が非常な遠方な所におつたという場合、あるいは海外あるいは国内でも、長期にわたる旅行をしておつたという場合、及び病氣をしていてというような場合に当てはまらぬことである、私はこう思つて聞いているのであります。登記役場の近所におつて、健康で何もしてない、役所から書類がきたから、すぐに行つて判を押してくるというのなら簡単でございます。ましてや、そういう安易でない場合が事実の問題としてたくさんある。そ

れからもつと慎重に考へて、そういう場合でも、たとえば外国へ行つておつて一切をまかしてあつた、全部のことを委任してあつた、外国で金の必要が生じた、それで、かねて話をしておるうちに金をこしらえて送れといつたそういう場合には、あなたの説明によれば、全然金を送ることができないといふことになる。本人がやらなければならぬといふことになる。その場合には、本人の名前を書きかえて、ごまかしでもいいのだということになれば、これは別です。だけど、本人がいないのに、本人の名前をかたつてやつた、かたると言つたら語弊がありますが、本人の名前を使つて出したのだけれども、書類だけそろつておればそれで登記の方はいいんだという考え方は、いろいろあやまちを生ずる源になるのではないかと。今日まで登記簿上のいろいろな不正な事件もありまして、しかしながら、形式がそろつておるが、実質が形式に伴つてないから、犯罪にもなるのだらうと思ひます。外国へ行つて、いない、長期の病氣で今行けなくなつていて、しかも本人がやつていふのだというふうな見方をすることは、形式上はいいかもしれませんが、実質的に見たならば、実質にそぐわないといふことは、初めから明白な事実である。だから、そういう場合でもうまいくいうなら作りかえるべきじゃないかといふことを聞いています。これ以上私は意見になりませんから、もうせめておきましよう。別のことを聞きます。

○政府委員(平賀健太君) もしただいまのような仰せでありますと、あに保証書の問題のみならんやで、登記申請それ自体が、本人が外国へ行つて、いなという場合にはできないことにならざるを得ないと思ひます。登記申請をします場合には、本人が登記所に出頭できなければ、これは代理人がといふことになりまして、それは委任状が要ります。委任状の署名、捺印はできないといふことになるのでございまして、そこはやはり実質審査権がないといふことから、形式的に審査をいたしまして、本人が外国に行つて長期不在で日本国内におりませんでも登記申請がやはりできますと同じように、保証書の問題も同様でございます。

○井川伊平君 それはとんでもない間違いです。外国へ旅行するときに、外国で金の必要ができるかもしれぬからといふことで、委任をしておいて旅行できませんか、できるでしょう。それから別のことです。お答えしなくてもよろしくございまして、常識でわかりますから。

一体、わが国では一年間にこの保証によりまして不動産の登記をする件数はどのくらいあつて、保証なしに権利書をもつて登記をする場合は、何%に当たつていふのかということが一点。それからもう一つは、保証書によつてなされた登記に、いろいろの苦情がつく、事実上反しておつたといふので苦情がつく場合はどのくらいの件数があるのか。そして、それは一般の登記に關しますところのいろいろの争いごとの苦情ができますもの何%くらいに当たつておるのか、これをお伺ひいたします。

○政府委員(平賀健太君) この権利に關する登記の申請、大体最近におきましては、年間七、八百万件あるわけでございますが、その一割弱、まあ大体六十万件ぐらいが保証書による登記申請でございます。ちよつと今こまかい数字を持ち合わせませんが、大体そういう見当でございます。それから現在ではこの事後通知——こういう登記をしたといふことを登記義務者の方に通知をいたしておりますが、これは間違つておるといふことで、当事者から異議が出る例もこれは間々ございまして、その登記所としては、虚偽の登記がどのくらいされたかといふことは、なかなか把握しがたいのでございまして、登記所に文句を言つてきまして、これは登記をしたあとでございまして、登記所としてはどうにも手の施しようがない。どうしてもこれは訴訟なんかで解決するといふことに相なります。関係で、当事者は事後通知をいたしましたも、それに対して何にも返事をよこさないケースがかなりあるわけでございます。それから、事後通知の書面がつかないようなことも周々ございまして、登記所としては、そのうち虚偽の登記だつたと思はれるのが何%ぐらいあるかといふことの正確な把握は困難でございます。

○井川伊平君 七百万の不動産の登記が行なわれて、保証書によるものが約六十万、六十万もの保証書による登記ができておりました、その保証書による登記が本人の意思に基づかないものであるといふことは、これは何通あるかわからぬといふことは、はなはだ無責任な言ひ方ではありませんか。本人の意思に基づかぬものであれば、本人間の話

し合ひにより、あるいは裁判所の判決を経まして、この登記が取り消しになりました。取り消しになりました登記が幾つあるかというところがわからぬというところは、調べないからわからぬだけでありまして、もしそういうふうであるとすれば、ほとんど保証書によってなされた登記が、本人の意思に基づかないということによってなされたことではないのだというお答えになるようでありまして、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記所としては、その点、先ほど申し上げたように、正確にどのくらいの件数があつたかというところは、把握する方法はございません。ただ、この規定を設けました一つの動機といたしましては、東京の弁護士会からもこの点については非常に強い要望がございまして、虚偽の登記が非常に多い、まあ弁護士の方にしてみれば、こういう虚偽の登記に基づいて迷惑をこうむった真正の権利者の訴訟代理人となられるケースが多々あります。関係で、この現在の保証書制度というものの欠陥を痛感されるわけでございますが、実はこの四十四条の二を新設いたしますにつきましては、これは私もかねてから保証書の制度の改正をいろいろ考へておつたのでございますが、この弁護士会からの強い要望も実はあつたのでございます。

○井川伊平君 今のお話で、私はもう聞くまいと思つたのですが、そう言われると聞きたくなるわけでありまして、けれども、抵当権なり所有権の虚偽の移転あるいは設定が行なわれたとすれば、それが保証書によりましてなされておる場合に、それが事後の通知を受

けまして、苦情がござりましたならば、真実苦情があるのであれば、その抵当権の登記の抹消登記をすべきでありまして、抵当権の抹消登記——所有権以前の抹消登記がなされれば、その件数が幾らであるかということとは、調べさすればすぐわかることではないですか。調べてないと言ふんなら、私は了承します。調べる方法がないということなら了承できないと思ひます。いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) その虚偽の登記の抹消は、普通は当事者間に話し合ひがつけば共同申請で参りますし、共同申請であります。これは虚偽の登記であつたかどうかというこの判定は、登記所としてはつかぬわけですね。普通は大体当事者間に争ひがあるわけで、訴訟によりまして判決をもつてくるわけでございます。判決によつて抹消の申請をしてくるわけでございます。今、私手元にある統計の数字は持ちあわせておりません。

○井川伊平君 総じて申し上げますと、私は、保証による登記の場合に、本人を害するおそれがあるという建前から四十四条の二項を設けられようとするお氣持はわかりますが、そしてそれによつて若干保護される所有者もあることも一応わかりますが、しかし、それによつて円滑に不動産の売買及び抵当権の設定による金借をするというようなことができなくなつて、不動産上の権利者が非常に大きな不便、損失に追い込まれるだらうと思ふ。暮れが迫つて金を借りるんだというふうな場合においても、登記がうまくいかないために、ついに年を越すんだといったような非常に苦しい数が出てくるだ

らうと思つて——そういう点で、一面におきましては権利者を保護しようとするお氣持はわかりますけれども、他の一面においては不動産を利用してという経済上の目的達成の意思が、思うように参らないという面がたかさん出てくるだらうと思つて聞かれますが、その目的を達するためには、今までの通知の方法によりましては、目的を達する方法があるんじゃないか、その一つは何かといへば、保証をなす場合の条件を厳にする、それからその保証をなしたものの責任を重くする、虚偽の保証を知らずに保証したようなのであらぬ保証は、保証になつていないことをやつていくことになりまして、現にこれは改正のうちに入つていくようでございます。それから本人から後日に至つてその登記が本人の意思に反せるものであるということがはつきりした場合は、すみやかにさきの登記を抹消するという手続を簡単にしてやるという、こういうような特別の法の取り扱ひによつて目的を達するんじゃないかと思ひますが、そういう点では達せられないという御意見ですか、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) たとえ実際は虚偽の登記でありまして、登記所としてはこれを審査する方法が御承知の通りないわけでございます。従いまして、一たん登記をいたしますと、これを消すのは登記義務者本人から、あるいは間違ひだからという申し出があつたからというところで、これを消すわけにはいかぬわけでございます。登記権利者、登記義務者双方がそれを認め

て、共同申請で抹消登記を申請してくれば、これはいいわけでございますが、なかなか實際問題としてそういうわけにいかぬ、これは必ず訴訟によるということになつてくるわけですね。それから、虚偽の登記者として、虚偽の無権利者から不動産の譲渡を受けて、代金を払つたものがあるいは金を貸したものの、こういうものはその回収をする。その払つた代金なり貸し金なんかの回収をする。これもなかなか容易なことではないわけでありまして、そういう真正の権利者、あるいは虚偽の無権利者を権利者なりと信じて給付をした買主あるいは債権者、こういうものの、このあたりは不利益を防止するために、保証書の制度を設けましたのでございまして、ただいま仰せのような方法をもつて、ただいま仰せのようないくつかのうらふに考へる次第でございます。

○井川伊平君 別のことをお伺いします。登記事務が、各登記をする役所におきまして渋滞している事実は、ほとんど公知の事実ではないかと存じます。調べてみますと、昭和二十六年と昭和三十三年とを比べてみますと、一人当たりの事務量は、一対三の割合で増加しているように思ひますが、かかる人員の増を見ますと、わずかに昭和二十六年に比して昭和三十三年に一割の増加にしかすぎないやうに、私の調査ではなるわけでありまして、このように仕事の量が三倍もふえているのに、人はわずか一割しかふやさない、そういう事柄が、今日のような事務の渋滞を来たして、一般国民に迷惑をかけている原因ではないかと思ふが、さういふ事実があるかないか。あつたならば、そのようにならうに人の増

をしないで投げておく、こういうところには何らかの責任の觀念は生まれて参りませんか、お伺いいたします。なお、續きまして、職員の実数は、予算の定数の七五%ぐらいじゃないかと思ひますが、これはいいかげんではないでしょうか。もしそうだとすれば、実数が予算の数にはなだしく欠けている原因は何であるか、何がゆゑに補充しないのであるか、これらをあわせてお伺いします。

○政府委員(平賀健太君) 登記所の所管しておりますところの登記申請事件が、近年非常にふえておりますことは、ただいま仰せの通りであります。また、登記所の職員の数も、この事件増にスライドしてふえていないことも事実でございます。そのために、非常に登記の申請事件のふえまして、このところの登記所におきましては、事件の処理が渋滞するという結果を来たしてございまして、私もこれは登記事務の性質上、はなはだ申しわけないことであると考えている次第であります。そのために、年々増員のために努力をいたし、それからまた事務を機械化することによりまして、努力して参つたわけでございます。幸いに昭和三十三年におきましては、百四十二名の増員が認められることになる予定でございます。十分とは申せませんが、重点的にこの増員になりました人員を配置いたしまして、事件処理の遅延を防止したいと考えている次第でございます。それからこの定員の七五%しか職員の実数がないという仰せでございます。

が、ただいまこの法務局、地方方法務局の職員は九千をちょっと上回っておりますが、欠員はもうきわめてわずかでございます。二五％も欠員はございません。わずか数名、十指を屈するに足る程度のそれくらい欠員はでないでございまして、もう欠員はできるだけすみやかに埋めるようにという考えでおりますので、実数が七五％しかないというところはございません。

ただ法務局、地方方法務局において所管しております仕事は、ひとりこの登記だけじゃございまして、戸籍の仕事もございまして、供託もございまして、訟務の仕事もございまして、人権擁護の仕事もございまして、非常にたくさん仕事は処理しております関係で、この法務局の職員の全部を、登記事務の方に回すというところは、これはもちろんできないわけでございまして、九千何百名のうち、約七千名が登記事務に従事しているのでございます。で、ただいま仰せの七五％というのは、法務局、地方方法務局の全職員のうちの七五％が登記事務に従事職員だということではないかと思っております。仰せの通りでございます。

○井川伊平君 新法の百四條。これによりまして、「所有権ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ノ賦託アリ」とあります。この賦託というものの内容をお聞きしたいわけですが、たとえば裁判所の決定に基づく賦託もありましょうが、そうでなしに、裁判所に関係のない賦託というものがあり得るかどうかです。これは私、全く知らぬのでお伺いするわけです。

○政府委員(平賀健太君) この処分が

制限の登記の賦託の例は、ただいま仰せの裁判所の賦託の場合以外に、滞納処分ノ税務署からする滞納処分による差し押えの登記の賦託があるわけでございます。

○井川伊平君 そろそろと、そういう役所を経ないで、民間の方々の希望による賦託というものはあり得ないわけですね。裁判所等の決定のない場合です。

○政府委員(平賀健太君) 一般私人からの処分制限の登記の賦託というところはございません。

○後藤義隆君 四十四條の二に關連しますが、四十四條は、登記義務者が権利書を滅失などして所持しないとき、保証書によつて登記申請をするという規定が四十四條にあるので、今度は四十四條の二に關して、今度は四十四條の二に關しての新しくできるわけなんです。そうすると、四十四條の規定に基づいて保証書を添付して登記申請をすれば、申請書を出したときに受け付けるんですか受け付けないんですか。

○政府委員(平賀健太君) そのときに一応受け付けます。

○後藤義隆君 そろそろと今度はその次に登記は一応受け付けることになると、今度は四十四條の二でもって、その場合に四十九條の第一号ないし九号の規定によつて却下する場合を除いたほか、登記義務者に通知をする、こういうふうな規定があるが、それは、あなたに保証書を提出して登記を申請してありますが、という意味の通知をするだけになるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これこれの不動産についてこれこれの登記申請があった、間違ひありませんか、という

ことで通知をいたすわけでございます。

○後藤義隆君 その場合に、その次の第二項にこういう規定がある。その通知を受けた場合に、三週間以内に法務省令の定める書面をもつて登記申請の周知のないことを申し出たときは、そのときに申請書を受け取ったものとみなすという規定があるが、そうすると、三週間以内に返事がなかったら、一体どうなるかという規定がないんだが、それはどうなるか。

○政府委員(平賀健太君) その場合は、新しい案の第四十九條の十一号をもちまして「第四十九條ノ第二項ノ期間内ニ同項ノ申出ナキトキ」ということで、却下をいたすわけでございます。

○後藤義隆君 そろすると、四十四條の二の二項の規定でもって書面でその申し出をした日に申請書を受け取ったものとみなすという規定があるが、そうすると、実際に申請を受け取った——申請書は提出された日にちと、今度は、あとで書面を受け取る日にちとの間には相当な期間がある。一週間や二週間、あるいは三週間ぐらいな期間がある。その間に、登記の受付順位が非常におくれることになるのですが、おくれることになることになると、せっかく今言

うようなふうな書面を提出してあるにもかかわらず、それからあとでもって第三者がその権利に対して、いろいろな差し押えなどをされるようなことがあるが、それはどうなるのですか。

○政府委員(平賀健太君) その間に差し押えの登記がきまれば、そういうものは登記をします。その間、順位が——この保証書によつてする登記

の順位はおくれることになるわけでございます。

○後藤義隆君 そろすると、保証書によつてせっかく登記所に書類を提出しておいて、しかも登記所の方から郵便でもって出すというところが第一項に書いてあるから、郵便で出して、郵便が何日かかるかわからない。そうして今度はその次に二週間ないし三週間ぐらの期間内にそういう書面を出すことになる、非常にそれは第一の登記を申請した登記権利者を保護することに欠けやしないですか。約三週間もそういうふうな不安定な状態に置くことになるが、その点はどうか考えますか。

○政府委員(平賀健太君) 確かにそういう不便がございまして、この最初、保証書をつかまして登記申請をした際に、あとで差し押えられるとか、あるいは他にその不動産を処分されるという懸念があります。仮登記をいたしまして順位を保全するといふ措置を講じまして、そういう事態を防止すべきものであらうと思つてござい

ます。

○委員(大川光三君) ちょっと私からも関連して伺いたいのです。なるほど四十四條の二を設けて、保証書による登記の周知を防止するというところはよろしいです。しかし、あまりその方に念を入れ過ぎる結果、登記義務者の登記が迅速に行なわれないという一つの私は弊害があると思ふ。そこで何

いいたいの、四十四條というものは、従前の通りに登記済証が滅失したときには、いわゆる保証書は許すという規定ですね、その保証書による登記を申請しますときに、義務者本人が登記所

に出頭しておるとする場合でも、やはり郵便による通知をなさることになるのでしょいか。あるいは便宜、人違いでないというところが確認されるなら……この郵便による通知をし、三週間以内に返事を待つて初めて申請があったものとみなすというところは、非常に回りくどいので、義務者の権利を擁護することにならぬような気がするのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 御意見非常にごもっともだと思つてございまして、ただ登記所としまして、自分が本人だとして出頭したものが、はたして本人なりやいなやという確認の方法がないわけでございます。非常に懸念な顔見知りの人であればわかるわけでございますが、自分は何の何がしてあると言つて参りまして、はたしてその者が本人なりやいなやということを登記所としてはどうも確認の方法がないのでございまして、でありますから、どうしてもやはりこういう形式を設けまして、できるだけ人違いがないことを確保しようという趣旨でござい

ます。

○委員(大川光三君) それはわかりませんが、たとえばこれとよく似たことが印鑑証明をもちろときにその例があるのです。印鑑を届け出ていっても、その場では印鑑証明はしてくれない。しかしながら役所は、便宜、印鑑届け出のあったというところを、届け出人の宅へその通知書を持たしよこすので、それに対してすぐ返事をしたら、即時にでも印鑑証明は交付されるという実例が、実際問題があるのです。そういう便宜をこの手続ではできないのでし

ょうか。

○政府委員(平賀健太君) 御意見非常に

ごもっともだと思つてござい

ます。

○政府委員(平賀健太君) 確かにそ

ういう不便がございまして、この最初

の、保証書をつかまして登記申請をし

た際に、あとで差し押えられるとか、

あるいは他にその不動産を処分され

るという懸念があります。仮登記を

いたしまして順位を保全するとい

ふ措置を講じまして、そういう事態

を防止すべきものであらうと思つて

ござい

ます。

○委員(大川光三君) それはわかり

ますが、たとえばこれとよく似たこと

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの印鑑証明も、やはり本人の人違いでないことの一つの確認の資料として、現在登記申請の場合には登記義務者の印鑑証明を提出しておるわけでございます。そうして印鑑証明も即日印鑑届をして、その場でもらえる所が多いのでございますが、この印鑑証明の交付の事務というものが必ずしも間違いなく行なわれているという、その保証が実はないわけでございます。大抵多くの市町村の条例では、本人が出頭しなくちゃならぬということにしておりまして、必ずしもそれは励行されておられませんので、代理人でやりますと、印鑑証明の交付なんか、とかくやはり形式に流れてきて、本人でない者が印鑑証明を取りに来る、全然赤の他人が他人の印鑑証明を取りに来るという例も少なくないわけでございます。登記所の窓口におきまして、どうも印鑑証明がおかしいというので、市町村に照会しまして、そういう印鑑証明を出したことはないとか、あるいはその印鑑証明は間違っているというようなことが判明した例もございまして、印鑑証明必ずしも百パーセント信用が置けないのでございます。

○委員長(大川光三君) もう一つそれに関連して伺いますが、三週間以内に一定の書面による申し出があったときに、「其登記ノ申請書ヲ受取りタルモノト看做ス」という、この規定は、むしろ適及効を認めて、間違いないというところを認認すれば、申請のあった日に登記があったものとみなすというところにするのがほんとうじゃないでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 適及効を認めますと、最初の、保証書をつけて申請がありまして、それから後に、この申し出があるまでの期間に、同一不動産について登記申請が出てくるわけでございます。そういうのを全部あて回しにし、待っていないくちやならぬという結果に相なりますので、それではやはり順位が狂って参ります。そういう関係で、この申し出があれば、あらためて受け付けの手續をし直しまして、それに基づいて登記をしていくというところにいたしましたわけでございます。で、先ほど申しましたように、そういたしますと、保証書をつけて登記申請する人の順位がおくれますが、その順位がおくれることの不利は、先ほど申し上げましたように、仮登記という方法で救済すべきものだと考える次第でございます。

○後藤義隆君 それからさつき井川委員からお聞きになったわけですが、今度新しく改正しようとするその四十条の二の二項ですな、この登記官吏に申し出あった場合はという、その申し出ですな、それは代理を認めぬというのはどういうわけですか。代理を認めてもいいんじゃないですか。代理を認めないというのはどういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 書面の形式を申し上げておるわけでございます。書面でやるわけでございますので、本人何某の代理何某というのでは、その代理権の授与が真正のものかどうかというところがやはり問題になってくるわけでございます。で、書面の形式として

ましては、やはり本人の署名捺印といふことを要求いたします。ただ、先ほど申し上げましたように、たとえば細君とか子供なんかによく頼んでおいて、登記所から通知がきたら間違いないという申し出書に自分の名前を書いて実印を押して返事をしておいてくれという委任がございまして、それに基づいて家族の他の者がその書面を作るといふことは、これは可能であるといふことも申し上げた通りでございます。実質的には、これは署名の代理のようなことになるわけでございます。そういうことも許さぬという趣旨ではございません。ただ、代理人の署名捺印、そんな、代理人として署名捺印したんではいけないという趣旨でございます。

○後藤義隆君 それがちょっと私にはわからないのですが、あなたが言われるのは、法律的にこれはいわゆる民事行為でないというおつもりか何かしらぬけれども、これを代理を禁止するといふ意味が、ちょっと私にはわからないのですが、これは訴訟行為でもないし、代理を許していい行為じゃないかというふうに考えるわけなんです。そこでもって真正な代理かどうか判定がつかないとおっしゃるならば、代理の場合に、印鑑証明をつけた委任状を添付せよとか何とかというふうなことで、代理権を証明する信用のできるような添付書類をつけさせることはいいいです。すなわち、しかし代理人という表示行為のあるものは一切いけない、受け付けないというところがおかしいのじゃないか。それとともに、今あなたのお話からすると、家族の者にそういうふうな自分の名前を書いて、こういうふうな

ものをするようにいふことを言つてさせることは差しつかえないと、こう言うが、それは完全な事実行為じゃないし、ある意味から言ったら、やはり代理行為の場合が多かり得るのです。が、ただあれを頼むから自分の名義できたなら私の名義でもって書いて出して置いてもらいたい、判もどこへ置いて置くとかというふうなことは、やはりこれは民法の代理じゃないかと思うのですが、そういう代理でありながら代理といふことを表示せずに、これは有効だと言つて、今度は委任状をつけて明らかに代理だといふことを表示した場合にこれは無効だ、受け付けないというの、矛盾しておるじゃないですか。

○委員長(大川光三君) ちょっと関連して未成年者の場合も説明して下さう。

○政府委員(平賀健太君) この未成年者の場合は、これは別であります。本人には法律行為能力がないわけでございます。で、登記の申請自体が、これは法定代理人からしなければならぬ筋合いでございます。その法定代理人がむしろ本人とも言つてしかるべきものであります。この二項の関係におきましても、未成年者の場合は法定代理人が間違いないという申し出をすることにはこれはなるわけでございます。

それから一般に権利の登記の申請の場合は、不動産登記法におきましては、やはり真実を確保するという趣旨から本人が登記所に出現して登記の申請をするという建前になっております。が、ただ本人の出現を強制しますと、先ほどもお話のように、病気で行けないとか、あるいは旅行をしておるといふ

場合に困りますので、そういう場合には登記申請の代理を法律でもはつきり認めまして、その場合には委任状や印鑑証明をつけるという規定があるわけでございます。この第二項の「申出」は、本人が出頭する必要があるわけでございます。で、代理を認めるという必要はないということから、この代理の規定は実は置いてないのでござい

○後藤義隆君 しかし、代理を認めないというところになると、私は、そういう意思表示——これは私のしたものに相違ございませんという意味の意思表示は、代理を認めてもいいのじゃないかと思うんです。正式な代理人の意思に基づいて代理権を授けられたということがわかりさえすれば、代理を認めてもいいのじゃないかと思うんですが、これがもしあなたの方で言われる通りに代理は無効だということになると、この登記は却下しなければならぬもの、ほんとうに代理人があつた場合には、代理という書面があつてもなく、とにかく、これは却下しなければならぬものだ。そうすると、これはその次の登記など、あるいは所有権取得とか、あるいは差し押さへとかする場合に、あの登記は元来無効じゃないか、却下すべきものを却下してないんだからというふうな問題が起きてくると思ふのですが、私は、だからこの意思表示というものは、本人がしたものと認めることができる条件さえそろつておれば、本人の意思に間違いないというところを伝達されるものである以上は、これはやはり有効であると認める

○後藤義隆君 しかし、代理を認めないというところになると、私は、そういう意思表示——これは私のしたものに相違ございませんという意味の意思表示は、代理を認めてもいいのじゃないかと思うんです。正式な代理人の意思に基づいて代理権を授けられたということがわかりさえすれば、代理を認めてもいいのじゃないかと思うんですが、これがもしあなたの方で言われる通りに代理は無効だということになると、この登記は却下しなければならぬもの、ほんとうに代理人があつた場合には、代理という書面があつてもなく、とにかく、これは却下しなければならぬものだ。そうすると、これはその次の登記など、あるいは所有権取得とか、あるいは差し押さへとかする場合に、あの登記は元来無効じゃないか、却下すべきものを却下してないんだからというふうな問題が起きてくると思ふのですが、私は、だからこの意思表示というものは、本人がしたものと認めることができる条件さえそろつておれば、本人の意思に間違いないというところを伝達されるものである以上は、これはやはり有効であると認める

ことが相当じゃないかと思うがね。絶対にあなたの言う通りに代理は認めないのだというふうなふりにすると、これはもう必ず却下せねばならぬ場合がたふさん出てくると思うんですがね。

○政府委員(平賀健太君) 厳格に言いますと、いわゆる民法の代理というものは法律行為の代理でございまして、この申し出は、これは法律行為ではない。むしろ、觀念は通知と申しますか、そういうことになるわけで、ほんとうの代理ということにはならぬわけでございますが、まあそれは別といたしまして、私申し上げておりますのは、書面の形式について申し上げておるのでございまして、何某代理人、甲代理人乙ということで、乙の署名捺印では四十四条の二の第二項で要求しております申出書にはならないというところを申し上げておるわけでございます。しかし、本人甲の依頼に基づきまして乙が甲の名前をここに書いて、甲の実印を押してこの申出書を出しますれば、それで第二項の書面の形式はそろいわけでございますから、そういう点からいいますと、実質的には代理を認めているんだと言ってもいいと思うのでございまして、あくまで書面の形式につきまして、甲代理人乙ということ乙が署名捺印したのでは、二項の申出書にはならないと、それだけのことでございまして。

○後藤藤隆君 それが私は将来民事上、登記の効果について大きな問題が裁判上起こると思えますがね。そこで、実質的には、あなたの今のお話でもって、代理を認めるような形になる、形式だけは本人の名前にしてもらいたい、こうおっしゃるのだが、そ

れなら、実質的に代理を認めることになると言ふならば、委任をされた人が何それがし代理人というところで、委任状をつけて申し出れば、それを許可しない、無効だという理由はないんじゃないですかね。実質的に代理を認める以上は、これを形式的にも代理を認めてもいいんじゃないですかね。

○政府委員(平賀健太君) そうしますと、登記所としましては、またさらにほんとうに委任があったかどうかというところの調査ということも問題になる余地がございまして、先ほども申し上げましたように、本人が登記所に出席しなければならぬという、そういうことにはなっておらぬのでございまして、代理人が代理人として署名捺印することを認めるまでの必要はないというの、この二項をどういうふうにいたしたかという理由でございまして。実際上さしてそのために不便になることはな

本人が、本人というのは登記義務者が持つてどこかへ行くこともあろうし、また、その判はもう渡さないというような格好もあり得ると思ふんですがね。登記申請者の委任状と同時に、この四十四条の二の第二項の意思表示の委任状を渡しておくというところはあり得ると思ふがね。その場合に、それを無効というふうなふりにする理由はない。広くやはりそれも有効だと見てもいいんじゃないかな。印鑑証明がついた売買の登記申請書の判とそれが同じならば。

○政府委員(平賀健太君) あらかじめ登記義務者からその署名捺印のある申出書をもたせておくということになりまして、虚偽の権利者すなわち無権利者が勝手にそういう申出書を作つて買主なり抵当権者の方に渡しておく、それが利用できることになりまして、この目的はやっぱり達せられぬわけでございます。相手方が信用できないからという手続をするわけでございます。で、第二項をもちまして、法務省令の定める書面をもつて登記申請の間違ひなきことを登記官吏に申し出るというところに法律の規定がなっておりますが、この法務省令の規定をいたしまして私も考えておりますのは、登記所がこの第一項の規定によりまして通知をいたします。その通知書の末尾の所に、登記義務者本人あるいは登記義務者本人の名前で右の登記申請は間違ひないとして署名と捺印をさせまして、通知書自体はまた送り返させるという方法によつて処理しようと思つておるわけでございます。そうすることによりまして、より一そう登記義務者

じゃないかという考え方でございまして。ですから、あらかじめ登記義務者かあるいは登記義務者と称する者が、登記権利者の方にこういう申出書に署名捺印して渡しておくというのでは、せっかくこういう事前通知を設けた趣旨が没却されてしまふことになりはしないかと思ふのでございまして。

○後藤藤隆君 それにしても、登記義務者にこういうふうなふりな通知を、あなたはこのこれの書面を出して保証書を出して抵当権設定の申請があるとか、あるいは売買の申請があるがということを本人に通知するだけで、それでもって十分じゃないか。そうすれば本人は、いや私はそういう申請はしておりません、そんな売買の書類も出したことはない、あるいは抵当権設定の書類も出したことはない、だれか第三者がしたのだからと言って、登記所に飛んで来るかも知れない。だから、この第一項の書面の登記所から通知をすることは非常にいいことだと思ふんです。しかし、それを出したあとから、それは間違ひありませんというところを、今度相手から書面を出すのに、本人じゃなければいけない、印鑑証明をつけた代理じゃいかぬという、そこまで制限するのは、これは私は非常に不便だと思ふです。偽造とか何とかでなく、偽造などの場合にはそれはいいけれども、九分九厘あるいは九割九分は偽造でない真正なものだから、そういう人に対して非常な不便だと思ふがな。ほんのきわめて一分か二分の偽造の場合を防止するために、あとの九割何分の真正な登記申請者に対して非常な不便をかけると思ふがね。

はさきほどうる申し上げた通りでございますが、登記義務者本人の意思に基づいてさすおりましたれば、登記義務者本人が自分で筆をとつて名前を書いて判を押す必要はないわけでございます。ほかの者がかわつてこの申出書を作成するということは差しつかえないわけでございます。それから第一項の通知だけでよくはないかということになりますと、これは現行法と同じわけでございますが、そうなりますと、第一項の規定によりまして保証書を添付しました登記申請がございまして、その申請に基づいて直ちに登記をしないくちやならないわけでございます。その通知を受けた登記義務者がいるいは間違つておつたということになりまして、これはあつたの祭りでございます。もとの状態に復するに訴訟をななくてはならない。虚偽の無権利者から不動産を買つたり、あるいは抵当権の設定を受けて金を払つたものは、それもまた回収しなくちやならぬ。その登記をした虚偽の無権利者は行方もわからないというところで、払つた金の回収もできない。真正の権利者、それから取引の相手方は、非常に不利を受けるわけでございます。そういう不利に比べますれば、この第二項の手続もやむを得ないのではないかと。三週間という期間でございまして、けれども、ほんとうに登記を申請する意思があるならば、登記所から通知が参りますれば直ちにこの申し出をするのであります。うし、実際問題として三週間も待たなくちやならぬということはある得ないわけでございます。そういう両者の利害を考慮いたしまして二項の規定もやむを得ないというよりも、やはり

○井川伊平君　そうすると、先ほどの後藤さんの質問に対してあなたののお答え、最初に書類の提出があった場合に受け付けますと言ったのは、登記簿に受け付けれるという意味ではないのですね。

○高田なほ子君 そうすると、あとの二割の者が登記を希望しておるのだというふうにつかんでいいわけですか。

○政府委員(平賀健太君) あとの二割は保存登記がしてないということで、所有権の登記をしてないわけです。

は、一体どのくらいの場合に上るものだと考えておられますか。

○政府委員（平賀健太君） 先ほど申し上げましたように、土地が約二億筆でございまして、二割といえますと、約四千万筆が所有権の登記をしてな

はしないという建前でございます。却下する必要もございませんので、やはり受付の形はとっておかなくちゃならぬわけでございます。

○井川伊平君　登記簿上には受け付けないけれども、何かに取っておくとい

土地、建物なんかもございますて、登記してないからといって、本人の意思で勝手に売却してしまふことが、希望してないとも必ずしも言い切れないわけでございます。まあ実際所有権の登記をする必要がないから、しないというのが実情で、大体それはないから、

登記であると、所有権の登記がしてない
いと、まあ大体概数を申し上げま
と、そういうことになります。

○高田なほ子君 今度の法律は、この
四百万戸ですか、それから二億筆の大
二割になりますか、四千万筆ですか、そ

うわけですね。

○政府委員(平賀健太君) 受付手続はしますが、その手続によって直ちに登記はしないということでございます。

○後藤義隆君 さっき、四十四条の二

○高田なほ子君　そうすると、この二二割の数の者が全部登記を希望しているのかと思つておるような次第でございます。

○高田なほ子君 次にお尋ねしたいこと
あります。

○政府委員(平賀健太君) さようで

の登記所の方から通知をしますね。その通知は書留で通知をしないということ

ものとは限らないわけでありませう。

○政府委員（平賀健太君） まあ所有権

とは、現在の制度でも、土地については構図、あるいは建物については建物

とだが、いつついたかわからぬのじゃないか。そうして通知を受け取ってから三週間以内に申し出ないときは却下

の保存登記をしてないわけですから、してもらなくてもよいということ、してないわけでございますね。

の所在図をちゃんとそろえることになつておると思いますが、この点はどうですか。

するというのが、通知を受け取って
からというのだが、何日の日についた
かわからぬのじゃないですか。書留か
あるいは配達証明かならば、何月何日
についた、もうすでについてから三週

○高田なほ子君 登記を希望しておるものとしていないものが、この二團の中に入っておるといふふうにつかんでよいわけですね。

○政府委員(平賀健太君) まあ保存登

○政府委員(平賀健太君) 現行の制度におきましては、地図、建物所在図、はなはだ完備いたしておりませんが、土地につきましては地図が一応できております。ただ、建物所在図は現在だけ

間たったから、それ以内に申し出がな
いから却下するというならわかるけれ
ども、こつちから、こつちからとい
うのは登記所の方から、郵便の出しづ
ばなしなら、それが何日ついたかわか

記をする必要がないということで、あるいはしたいけれども登録税がかかるからというようなことで、してないのもございましょうし、これはいろいろな動機があるかと思いますが、とにかく

てきておりません。

○高田なほ子君　そうすると、現行の制度でも、土地やあるいは建物の所在図をそろえることになっているわけなんでしょう。

らぬから、何日から三週間経過したかというところは計算ができないのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、通知を発した日から三週間ということでは

く、いかなる理由によるかははっきりわかりませんけれども、二割くらいが所有権の登記がされてないと、そういうことでございます。

○高田なほ子君 この二割というのは、

○政府委員(平賀健太郎) 地図だけは、これは土地台帳法の施行細則という法務省令で地図を設ける規定がございます。建物については、そういう規定がございません。

に税務署から登記所に事務が移管されてから十年たったけれども、実際は、その地図というものでないし、古いので、必ずしも正確なものだと言えない、こういうことであるから、今度の法律を改正して、この十七条あるいは十八条、ここに土地、建物の正確な、何といふか、所有権ですか、所有権の正確公正を期すためにこの法律を出すのだということになれば、その本元になるものがないようないし、成していくことができませんか。

○政府委員(平賀健太君) 十七条におきまして、こういう地図、建物所在図を備えることにいたしましたのは、登記所に保管して、土地台帳の現況を正確に把握し、土地、建物を特定するといふ建前からいきまして、この地図、建物所在図を、どうしても法律の中ではつきり規定しておくべきものというところで、この案の中に入れたのであります。ただ、実際問題といたしまして、ただいま申し上げましたように、これを一律に整備をするということは、膨大な予算を要すること、実際問題としてこれは不可能でございます。徐々これを整備をはかつていくという考えでございます。なお昭和三十五年度におきまして、これはまあ全国の土地の面積から申しますと、きわめてわずかな額ではございませうけれども、約六百万円ほどの地図整備のための予算が組まれておるわけでございます。予算の状況等とにらみ合わせながら、徐々にこの地図、建物の所在図の整備をはかつていきたいと考えております。

○高田なほ子君 あなたは前回の委員

会でこの逐条説明をして下さった。そのときに十七条と十八条については、旧来は台帳の整備の場合だけであつた。今度は新法でもって建物の所在図の制度を新設していく、これは基本的な条件なんだ、本法を完成するための基本的な条件である、こういうふうに御説明になったわけですか。しかし今伺つてみると、これは一律にすることは不可能であると言われておりますし、また、私もこれを一律にしなければならぬというふうには考えられませんが、従来からの国土調査法の実績において、また現行の土地台帳の整備の上において、徐々にすること、その徐々といふことが一体どういふ徐々なのか、はなはだ私は疑問に思わざるを得ないのです。今日までの実績から考えて、徐々といふのはどういふ意味なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 現在でもあまり量としては多くございませんが、地図の整備は行なわれておるわけでございます。先ほど申しました国土調査法による一筆調査がなされまして、これは精密な地図ができるわけでございます。その地図は登記所に送られることになっておりました。登記所ではその地図に基づきまして土地の現況の変更を書き込んでおるわけでございます。こういうのはもう地図が整備されておるわけでございます。それからなお全国各地に土地改良事業あるいは土地画整理事業が行なわれておるわけでございますが、そういう土地改良あるいは土地画整理が行なわれた地域につきましまして、これも登記所が作製されまして、これも登記所に

に送つてくる建前になっております。その地図が登記所へ付けの地図として完備されておるわけでございます。で、現在でも徐々にそういうふうな地図の整備ということは行なわれておるわけでございますが、私どもの希望といたしましては、さらにそういうよそでやつた調査に基づく地図を送つてもらうということだけではなしに、将来の見通しとしましては、登記所におきまして、土地の移動の激しい所、取引の活発な所なんかを優先的にしまして、予算を獲得いたしまして、地図の整備をはかつていきたい、そういうふうなことをおる次第でございます。

○高田なほ子君 今度の予算で百四十名の人員の増加が登記に關して出ておるようであります。今も御説明があつたのであります。これはあれですか、地図を整備するといふようなことのための人員の増加なんですか。

○政府委員(平賀健太君) この百四十名と申しますのは、従来、最近におきまして登記事件が非常に増加いたしましたので、それを緩和するための増員でございます。

○高田なほ子君 そうすると、登記事務の激増が、先ほど井川先生からもあげられたんですが、その手不足を直すために定員増がはかられた、こういうわけでございますが、そういう手不足の中で、現行制度でも整備されていなければならぬと、現に整備しつつあるといふことであります。これはどういふ地図を整備しているんですか、何の地図を整備しているんですか。

○政府委員(平賀健太君) 何の地図と申しますと、もちろんこれは土地の地図でございますが、現在整備されておるものは、国土調査法による一筆調査の行なわれた地域、それから土地改良あるいは土地画整理事業が行なわれておる土地の地域につきましては、完全な地図が作製されておるのでございます。

○高田なほ子君 建物の所在図を今実験的に備えるような準備をしておる所があるという聞いていますか、そういうことをやっておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 建物所在図は現行制度の上でそういう制度がございせんので、登記所では作っておりません。

○高田なほ子君 現在の制度ではそれはないでしうけれども、準備として何かやっている所があるのではないですか。

○政府委員(平賀健太君) 準備としてもやっております。

○高田なほ子君 それは全然やつていないのですか。

○政府委員(平賀健太君) さうでございます。建物所在図を作りますには、やはり地図をまず作ることが先決になつて参ります。地図を作るには測量もやらなくてはならない、相当予算がかかるわけでございます。私どももその必要を感じないわけではないので、何らかの方法でいふことを考えたわけでございますが、予算の獲得がこれまでにできません関係で、実際にまだ試験的にもやつておりません。

○高田なほ子君 お尋ねいたしますが、結局今お話しのように、土地の地図が正確にできるといふことが非常に大切なことであることを今指摘されたわけなんです。しかし現在の仕事の中でも、登記事務が手不足のために大へん渋滞をしている、そこに持つてきて今度は地図の整備を急がなければならぬ、こういうところに追い込まれてくるのでありますけれども、現状は、ずいぶん登記所の方々もお忙しいように私も聞いておるわけですが、けれども、現状はどんなふうでございますか。

○政府委員(平賀健太君) その点は、先ほど申し上げましたように、近年登記事件がかなりふえておりますので、登記所の職員の事務負担も以前に比べて増大いたしておるわけでございますが、私もとしましては、増員あるいは事務の機械化その他の手段によつてこの隘路を克服したいと考えておる次第でございます。なお、この法律案の登記簿と台帳とを一元化することによつて登記制度といふものを合理化しまして、手続を簡易、簡素にするといふことも一つのねらいで、この法律案のねらつておりますところの登記簿、台帳の一元化もやはり負担軽減の一つの方法だと考えておる次第でございます。

○高田なほ子君 こういう現状を打開して、新法実施の目的を達するため、それぞれ立場での計画が進められるようなお話があつたわけですが、私も、なかなか容易ならざる仕事でありますだけに、私も、これを克服するための人員の増とか、あるいは言うところの事業の合理化といふようなことについては、もう少し具体的に承らなければならぬわけなんです。少なく

ともこういった膨大な法律を出しに
なるからには、三十九年三月までに完
成するために、どれだけの人員と、ど
れだけの事業整備の具体性があるもの
か、こういう計画性というものについ
て、私は何というふうに思ふわけですか。
では、何かその資料があれば、私どもを
納得させるに足る計画、こういうものを
資料としてお出しただけのように
お願いしたい、委員長にもそのこと
を私はお願いしておきたいわけです。

○政府委員(平賀健太君) この登記簿
と台帳の一元化の作業につきまして
は、実は昭和三十四年におきまして、
一部の登記所においてこれは実施をい
たしてあるのでございます。その実施
の実績をまとめた資料がございまして
で、これは後刻提出したいと思ひ
ます。その実績に基づいて、三十五年
度の予算も組まれております、今後
これが大体基礎になりまして、この一
元化の作業が行なわれることになる予
定でございます。

○高田なほ子君 そりするとあれです
か、一元化の実績を一部している所が
あるのだという今お話ですけれども、
さつきはどこともありませんと、私の重
ねての質問にお答えになったのです
が、それはどういふことなんでしょう。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど申し
上げましたのは、建物所在図を作った
所があるかというお尋ねでございまし
たので、建物所在図を試験的に作った
という所はないというのを申し上げ
たのでございまして、一元化の作業、
登記簿と台帳を一本にする作業は、昭
和三十四年度におきまして、一部の登
記所においてこれは実施いたしましたの
でございます。

○高田なほ子君 この一部の登記所で
一本化にする作業をやった、従つて、
これはあとで資料としてお出しただ
けのことではけつこうだと思ひますし、
またそれを希望いたしますが、しかし
これはあれですか、法律ができる前に
こういうことをおやりになったという
ことについては、どういふ御見解をお
持ちになるのですか、行政というもの
は、そういうふうに立法に先行して何
でもできることなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 三十四年度
においてやりましたのは、これは土地
台帳、家屋台帳の書きかえということ
で、法律上は土地台帳、家屋台帳の様
式の改正を法務省令でいたしまして、
法律上はそういう形で実施をいたした
わけでございます。

○高田なほ子君 法律上はどうか知り
ませんけれども、行政措置として、行
政面で一本化にする作業が次々と進め
られていっているというふうなことは、
私は立法前における行政のあり方
として必ずしも適当ではないのじやな
いかという気がするわけです。私ども
は、この四月一日にこの法律を通さな
ければならないということで、ずいぶ
ん問題点もあるようですけれども、と
にかく審議を急いでやらなければなら
ないということ、一生懸命になつて
いるわけですが、しかし既成事実とし
て一本化の作業が進められているとい
うことについては、私はずいぶんおか
しいものだと思うのです。法律上の解
釈を今話されましたけれどもね。

○政府委員(平賀健太君) この一元化
の仕事というのは、先ほど申ししまし
たように、現在の概算で申しまして

約二十一億を要する大事業でございま
す。それから不動産登記制度にとりま
しては、非常に大きな改革になります
ので、国会にこの法律案を提出いたし
まして、御審議を仰ぐ上におきまして
も、あらかじめ事前に試験的にこれ
を実施して、その結果も御参考にして
いただいて、この不動産登記法の改正を
行なうべきかいかというのをにおき
め願う上においても必要ではないかと
考へる次第でございます。

○高田なほ子君 私はその考え方には
賛成しないのです。どんなことをあな
たおっしゃつても、これは賛成はでき
ないのです。これはあとでまた議論を
したい点であります、納得はいたし
ません。

次に、もう一点だけちょっと聞かし
て下さい。さつきこの土地家屋調査士
が一万以上もいるから大体やってい
けるだろうと、こういうふうな話です
けれども、それは実績に基づいてそ
ういふ御答弁をされたのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは将来
登記所におきまして、この地図を整備
するといふ場合に、人手があるかとい
うお尋ねでございました関係で、実際
の人の問題というものは、これは解決
の道がありますというのを申し上げ
た趣旨でございまして、予算さえつきま
すれば、土地家屋調査士に依頼をいた
しまして、調査、測量を行なうことも
可能だと、そういう趣旨で申し上げた
のでございまして。

○高田なほ子君 今度は、この法律全
般にわたつて、登記についてですね、
職権作用が行なわれることになるわけ
ですね。ですから、この実態の把握と
いうものは非常に正確であり、かつま

た容易ならざる仕事だというふうに考
えるわけですね。で、この法律を拝見
いたしますと、もしあやまって他人の権
利をそこなうようなことを、これは悪
意でなくともやつた場合に、所有権に
対して侵害を与えるような場合だつて
も、ときになきにしもあらずです。そ
ういふような場合に、これを何か救済
する方法というものは、何かこの条文
の中にどこか出ておりますか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰
せの点は、現在の台帳制度におきまし
ても起こり得る問題でございまして、
土地建物の現況を把握して、現行法で
ありますと、土地台帳、家屋台帳に登録
する、新しい制度でありますと、登記
簿の表題部の登記をするということに
なるわけでありまして、もし登記官吏
が認定を誤つた登録、あるいは新法の
ものでは登記をしたと、そのために私
人に損害を与えた、故意、過失に基
きまして損害を与えたということにな
りますれば、国家賠償法によつて国が
損害賠償責任を負うということになる
わけでございます。この法律自体には
そういう規定はございせんが、国家
賠償法がございせんので、それによつ
て処理されていくことになるわけに
ございまして。

○高田なほ子君 具体的には、登記所
の職員の過失というものを国が賠償す
るということになるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) そういうこ
とでございます。

○高田なほ子君 もう一つだけお尋ね
して、あと次回に譲りたいと思ひます
が、この現行の台帳では、職権主義で
すね。

できるという建前でございます。

○高田なほ子君 なぜこれは職権主義
でなければならぬのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは土地
建物の現況を把握して、権利の客体を
明確にする、その他国の政策上、土地
建物を特定して、これを明確に把握し
ておくという必要上、この台帳制度と
いうものがあるわけでございまして、
ただ本人の申告あるいは申請に待つて
おりましてただけでは正確を期すること
ができません関係で、この職権調査と
いうことが建前になつておるのでござ
いまして、これは台帳における同じ
ように、台帳の機能を果たしますとこ
ろの新しい案のものにおける登記簿の
表題部においてもこの職権主義の建前
をとつた次第でございまして。

○高田なほ子君 権利の客体を明確に
するために職権主義をとつた、こう
いうわけでありまして、なぜ権利の客
体を明確にしなければならぬか、ど
ういふ目的なのか。

○政府委員(平賀健太君) これはひと
り権利の客体を明確にするという必要
だけでなく、その他の必要からも不動
産の現況というものを明らかにしてお
く必要があるわけでございまして、た
だ権利だけをとりまして、土地の所
有権、建物の所有権があるといしまし
ても、その土地がいかなる土地である
のか、どこに所在しておる土地で、面
積はどれだけの土地か、地目は何であ
るのか、建物でありまして、いかなる
構造、建物か、大きさはどれくらいか
というのをやはり明確に把握されてお
りませんと、これはやはり取引の安全
のために支障を来すわけでございます
まして、国民の権利を保護するという

見地からだけ申しまして、権利の客体がいかなるものかというのを明確に把握しておく必要があると考えるのでございます。

○高田なほ子君 土地台帳は権利の客体を明確にする、その他の必要、何のために必要かということをお尋ねしたい。これは取引の安全のためだということをおっしゃったのですが、その通りですか。台帳というものはそういうものですか。

○政府委員(平賀健太君) 取引の安全を確保するためには、やはり権利の客体が明確になっておることが第一の要件であると考えてございいます。

○高田なほ子君 台帳の場合は、そういう目的は副次的目的になるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 台帳は台帳並びに年度の改正案のもとにおける登記簿の表題部も同じこととございいますが、これはいろいろの利用面が考えられるのでございいますが、その一つとして、権利の客体を明確にするというひとつの重要な作用に相なるわけでございます。

○高田なほ子君 それはおかしいじゃないですか、私有財産に対して、私法的な権利に対しては職権調査を今までもやっていたという考え方は、ずいぶんこれはおかしい考え方じゃないですか。それじゃ民法の精神を初めからじゅうりんしたような考え方じゃないですか。土地台帳というものはそういうものじゃないんじゃないですか。そういう私法的な取引秩序のために土地台帳が明確にされなければならぬという理由は、私は納得できないので

す。この点はおかしいじゃないのですか。

○政府委員(平賀健太君) ある土地なり建物に対する所有権あるいはその他の権利がだれに帰属するかということ、これは当事者たちの任意にまかせまして、自分の名義で登記してくれという者にその権利の登記をしてやる。これは現在の不動産登記制度がそういうございいますから、その点はそれでいいのでございいますが、その権利があるという土地、建物は一体何かということ、これは当事者の任意にまかせておきましたのでは、これは安心がいかにぬのでございまして、卑近な例を申し上げますと、同じような建物がそのあたりにたくさんあるという場合に、甲という人が所有権を持っておる、あるいはこれに抵当権を設定した、その建物は一体どの建物かということをやはり特定しておきませんと、これは非常に取引の安全を害することに相なるわけでありまして、これは当事者がこの建物だと言ふからそれでいい、建物の特定は当事者まかせでいいということにはいかぬと思うのでございいます。

○高田なほ子君 私は登記のことを聞いているのじゃないのです。台帳のことを伺っている。台帳はなぜ職権主義なのかというのを尋ねておるのであります。登記簿について私尋ねておるわけじゃないのですか、これ、ずいぶん今のお答えだとおかしなことに私は考えますけれども、この台帳というものの職権主義というのは、権利の客体を明確にし、取引の安全のためにこの職権主義が妥当であるのだ、またそのための職権主義なのだ、こういうふうにおっしゃっておられますけれども、一

体この私的財産について国家が介入するというのは限界があるだろうと思ふ。職権主義というものは、国家が介入することだろうと思ふ。私的財産についても国家が介入する場合がありますけれども、全部私はないとは言いません。しかし、それは法律でもって限界があると思ふ。私的財産について、国が国自体の公共の目的のために介入する場合は、これは私は認めますけれども、これは限界があるでしよう。あなたの今の答弁だと、これは何だかずいぶんおかしなことになってくるんだけれども、どうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 私は一向おかしくないと思ふのでございいます。ただ、職権主義のことを申し上げましたのは、新しい案の登記簿の表題部についても申し上げましたが、土地台帳、家屋台帳についても同じこととございいますが、この所有権に対しては法律によつていかようにも定められることでございまして、この職権主義もこの法律がございまして、それによつて可能になるわけで、現に台帳制度におきましては職権制度が土地台帳法、家屋台帳法に規定されておる関係であるわけでございまして、それによつて職権調査が行なわれておるわけとございいます。一向におかしいことではないと考へております。

○高田なほ子君 誤解していらつしやるのではないですか。私は新法のことについて言つておるのではないのです。今までの土地台帳は今までは職権主義だったでしやう、台帳というものは、登記簿の方は職権主義ではなかったのです。この二つは違ふわけ

しやう。片方は任意主義でしやう、登記簿の方は、それから台帳の方は職権主義であつたと思ひます。だから台帳で職権主義をとられたのはどういふわけであつたのか、現行制度のもとで、そのことを私はお尋ねしておつたわけですが、あなたは新法での説明をされたんでしやうか。私は現行制度のもとにおけるこの台帳の職権主義というものは、どういふ目的のためにやられておるかというのを一応これは確かめておきたかつた、基本的な知識として。今までの御説明は、新法に基づいての御説明だつたでしやうか。

○政府委員(平賀健太君) 新法、現行法両方について御説明申し上げたつもりでございますが、現在の台帳制度におきましては職権主義がとられておりまして、先ほども申し上げましたように、権利の客体である不動産がいかなるものであるかということの明確にする役割も、これは一つの役割でございします。そのほかになお、たとえば国なり地方公共団体その他の団体の公の団体におきまして土地改良事業を行なうとか、土地区画整理事業を行なうとか、あるいは大規模な国土開発の工事を行なうというような場合には、そこにかゝる土地があるか、土地の現況がどうなつておるか、その所有者はだれかというようなことを明確に、事前に把握しておきませんと、そういう計画を立てることもできませんし、その実施もできぬわけでございまして、そういう場合に、土地台帳というものは、非常に大きな働きをするわけとございいます。

それからなお、御承知の通り現在、土地、建物に対するいわゆる固定資産税、これは市町村が徴収することになっておるわけでございしますが、その固定資産税の賦課徴収の基礎として、やはり土地台帳、家屋台帳というものが大きな働きをしておるわけとございします。そういう各方面の必要のためにこの土地台帳、家屋台帳という制度が設けられておるわけとございします。

○高田なほ子君 まあ水かけ論になるかも知れません。今の説明だと、私的所有権に対して国家が強制をもつて介入するということはあたりまえのことであるというふうには私は受け取れるのですが、それは無制限に国家が介入すべきものではないと思ふ。今の民法の精神からいつてもです。今、土地収用法とかあるのは都市の計画、土地利用法とかあるのは都市の計画、こういうような公共の目的がある場合に、国が特定の法律に基づいて介入するということはあり得るかも知れませんが、私は、台帳の職権主義というものは、私は国がその私的財産に介入をしてこの取引の安全のための職権主義であるというふうな説明について、どうも納得し得ない点であります。ここは議論にわたるかと思ひます。それから、後刻また私はいろいろな機会にこの点はお尋ねしておきたい点です。一時になりましたから、あとに譲ります。

○委員(大川光三君) ほかに御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

○委員長(大川光三君) なおこの際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。不動産登記法

一部を改正する等の法律案の審査のため、参考人から適當の機会に意見を聴取してはいかかかと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。参考人の人選、期日その他の手続につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。さよう決定いたしました。以上をもって本日の審議は終了いたしました。

次回の委員会は三月十七日午前十時より開会いたします。

午後一時二分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)

二、登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(第七六五号)(第七九一号)

三、でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願(第七七五号)

第六八九号 昭和三十五年二月二十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(七通)

請願者 岐阜市近島三〇六 藤井成幸外五十五名

紹介議員 高田なほ子君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分の關係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の

一部をすみやかに改正せられたいとの請願

第六九二号 昭和三十五年二月二十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(六通)

請願者 岐阜市熊野町一九 杉山健治外九十六名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第六八九号と同じである

第六九一号 昭和三十五年二月二十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 横浜市中区寿町一ノ五四 箱島重信

紹介議員 相澤 重明君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中、書記官、調査官のみに對して一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えとして俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、これは一時間当りの賃金を大幅に減少し、実質賃金を切り下げることになるから、これを中止する措置を講ずると共に、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会の委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の關係者以外の第三者を選定するよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又職員は仕事量に比して人員が少くないため労働過重に苦しんでゐるから、すみやかに各職種にわたつて人員を増加せられたいとの請願。

第六九三号 昭和三十五年二月二十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 横浜市南区唐沢三六 表慶三

紹介議員 相澤 重明君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに對し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分の關係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の

一部をすみやかに改正せられたいとの請願

第六九四号 昭和三十五年二月二十日受理

所の關係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、暫定的措置である代行書記官制度を廃止して書記官に昇任せしめられたいとの請願。

第六九四号 昭和三十五年二月二十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 千葉縣習志野市谷津町三ノ一、八九一 石村八造

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に對して一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長しその引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行するものであるからこれを中止する措置を講ずるとともに、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の關係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお裁判所職員の賃金は非常に低く、適正な待遇をするよう善処せられたいとの請願。

第七六四号 昭和三十五年三月一日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(八通)

請願者 熊本市池田町二、〇七

三 小森哲也外七名
紹介議員 森中 守義君
この諸願の趣旨は、第六八九号と同じである。

第七八六号 昭和三十三年三月三日
受理
裁判所職員の時務時間延長反対等に関する諸願
請願者 兵庫県宝塚市蔵人高司 三八九 浅井義夫外二 十名

紹介議員 龜田 得治君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切り下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられたい。同時に、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員会を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しうたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、書記官、事務官を一本化すること、事務官にも調整を全員につけること等についても特段の配慮をせられたいとの諸願。

第七八七号 昭和三十三年三月三日
受理

裁判所職員の時務時間延長反対等に関する諸願
請願者 京都市南区東九条西山 王町一八 奥山弘外十 名

紹介議員 龜田 得治君
この諸願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第七八八号 昭和三十三年三月三日
受理
裁判所職員の時務時間延長反対等に関する諸願
請願者 大阪府堺市諏訪ノ森町 中二丁一六四 井村亨 外四名

紹介議員 龜田 得治君
最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に対し、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずるとともに、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、裁判所法第五十九条によると、高等裁判所の事務局長は、裁判所事務官から補することになつてゐるにもかかわらず、最高裁判所はこの明文に反し裁判官に命じてゐるほか最高裁判所事務総局の局長や課長など裁判に携わらない官職についてもすべて裁判官の独占するところとなつており、しかも裁判官

は不足し、そのため訴訟遅延が生じてゐる。このように最高裁判所は法律に反し、事理に反し、訴訟遅延もかえりみず裁判官によつて主要官職を独占し、他の職員に対しては裁判官の優越心を満足させるためにだけ心を遣ひ、しかもその司法行政上の失敗に對しても、裁判官として身分が保障されてゐるという有様は、最高裁判所ないしは事務総局が司法行政上の権限を曲解し、かつ、乱用してゐる結果であると考えられるから、これらのことに関し国権の最高機関として国政調査権を発動せられたいとの諸願。

第七八九号 昭和三十三年三月三日
受理
裁判所職員の時務時間延長反対等に関する諸願
請願者 大阪市旭区新森小路南 三ノ五 小西久雄外十 四名

紹介議員 龜田 得治君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに對し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられたい。同時に、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員会を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しうたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判

所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、書記官、事務官を一本化すること、事務官にも調整を全員につけること、行政官表を撤廃し、技術者には技術者ととしての賃金を支給すること等について、これが実現するよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第七九〇号 昭和三十三年三月三日
受理
裁判所職員の時務時間延長反対等に関する諸願（九通）
請願者 大阪府八尾市大字安中 五〇〇ノ一 安井愛喜 男外七十三名

紹介議員 龜田 得治君
この諸願の趣旨は、第六八九号と同じである。

第七九五号 昭和三十三年三月一日
受理
登記簿と台帳の一元化中止等に関する諸願
請願者 東京都千代田区霞ヶ関 一ノ一法曹会館内全法 務労働組合内 高山芳 巳

紹介議員 高田なほ子君
現在法務省が行ないつつある登記簿と台帳の一元化作業、法務局、地方方法務局の定員の再配分及び法務局、地方方法務局の出張所の統合廃止は、法務局、地方方法務局職員に過重な労働強化をしいるばかりでなく、法務行政の能率を低下させることとなり、ひいては一般国民の利益にも反する結果となるから、これらを中止する措置を講ぜられたい。又、法務局、地方方法務局及び保護観察所における業務量増の實

情を考慮されて、職員の定員を大幅に増員し、重要な法務行政の円滑な推進を図るとともに、法務局、地方方法務局の渡切費を大幅に増額して、昭和三十三年年度からは出張所の経費として必要な額を完全に支給するよう配慮せられたいとの諸願。

第七九一号 昭和三十三年三月三日
受理
登記簿と台帳の一元化中止等に関する諸願
請願者 山梨県甲府市水門町三 全法務職員組合甲府地方 法務局支部内 佐藤 幸雄外七百十二名

紹介議員 高田なほ子君
この諸願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第七七五号 昭和三十三年三月二日
受理
でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に関する諸願
請願者 東京都世田谷区太子堂 町三八四日本基督教婦 人矯風会世田谷支部内 桑野千代子

紹介議員 赤松 常子君
政府の施策により国民の飲酒量は年々増加され、でい酔者はちまたにはらんし家庭は破壊され、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどり、飲酒を好する不良少年の激増は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保持するため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、きよう正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの諸願。